

議会議案第 2 号

宇治市議会基本条例の一部を改正する条例を制定するについて

地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに宇治市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 10 月 16 日提出

提出者 宇治市議会議会運営委員会
委員長 宮本 繁夫

宇治市議会議長 坂下 弘 親 様

宇治市条例第 号

宇治市議会基本条例の一部を改正する条例

宇治市議会基本条例（平成23年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「委員会」を「議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会における公聴会の開催及び参考人の招致について、所要の改正を行うものであります。